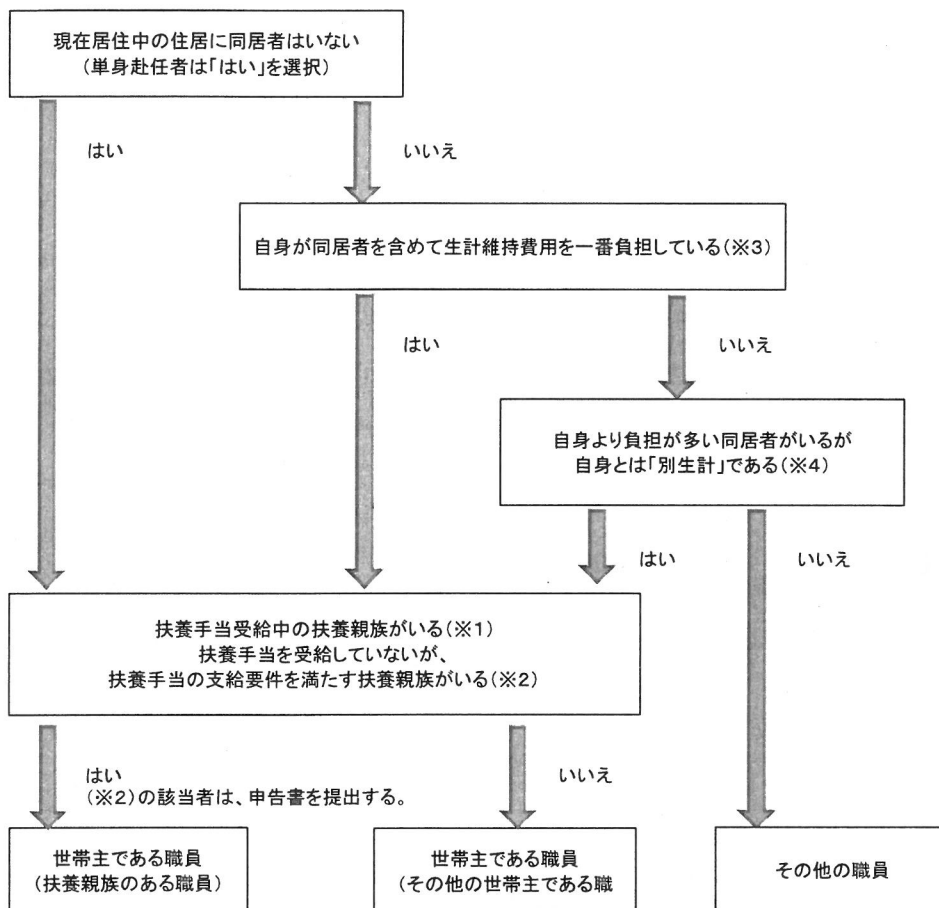


＜寒冷地手当 世帯区分判定フロー＞（職員向け）

※このフロー図に記載の無い内容は職員業務課へご連絡ください。



※1 寒冷地手当は「扶養手当」と連動しており、扶養手当受給中の扶養親族は自動入力されるので、自動入力された場合は「はい」を選択する。なお、同居・別居の別は修正不要であること。

※2 行政職8級以上(医療職(一)4級以上)または再任用職員により扶養手当を受給していないが、扶養手当の支給要件を満たす扶養親族がいる場合は「はい」を選択する。(申請後、扶養親族等に関する申告書を職員業務課へ提出すること。)
「いいえ」を選択した場合、その他の世帯主である職員になるため申告書は提出不要。
申告書保存先:「様式集一給与・諸手当に関する手続き—寒冷地手当に関する様式ですか?」

※3 基本的に同居している者の中で自身の年収が一番高い(同水準含む)場合は「はい」を選択する。
配偶者等の年収の方が高いが、職員が主に生計維持費用を負担している場合は「申立書」を提出すること。
条例適用職員(県職員・市町村立学校職員)どうしの家族の場合、両者が「世帯主」とならないように注意すること。
申告書保存先:「様式集一給与・諸手当に関する手続き—寒冷地手当に関する様式ですか?」

※4 基本的に生計維持費用(食費・家賃・光熱水費等)を共有している者は「同一生計」と考える。(夫婦等)
同居していても生計維持費用が別管理の者は「別生計」と考える。(二世帯住宅等)